

出産後の復職に取り組む企業を応援します

出産後職場復帰奨励金

Q & A

(よくあるお問合せ)

島根県政策企画局女性活躍推進課

(更新日：令和6年3月)

目 次

目 次.....	1
1. 対象事業者について.....	3
Q 1. 奨励金を申請できるのはどんな業種の事業者ですか。.....	3
Q 2. 以前個人事業主として本奨励金を申請したことがありますが、現在は法人格を取得して事業を営んでいます。この場合は新規事業所として申請をしてよろしいですか。.....	3
2. 支給要件（事業所、従業員）について.....	3
Q 3. 「従業員数 50 人未満の事業所（県内）」とありますが、本社と営業所が同一敷地内（又は同一建物内）にある場合、1つの事業所として扱われますか。.....	3
Q 4. 「従業員数 50 人未満」の「従業員」の範囲を教えてください。.....	4
Q 5. 対象となる従業員を教えてください。.....	4
Q 6. 個人事業主と同居の親族や、会社の役員は、対象となりますか。.....	4
Q 7. 男性従業員が育児休業を取得した場合も対象となりますか。.....	4
Q 8. 産休に入る前に勤務実績が 1 日でもあれば、要件を満たしますか。.....	4
Q 9. 常時雇用の従業員が育児休業を取得し、復職後、勤務時間の短縮を希望したため、パートタイム従業員と同じ勤務形態になりました。この場合、対象となりますか。.....	5
Q 10. 常時雇用の従業員が育児休業を 3 か月取得し、復職後 3 か月以上勤務していましたが、その後離職しました。この場合、対象となりますか。.....	5
Q 11. 県内の事業所で勤務をしていた従業員について、育児休業の取得後テレワークにより勤務している場合でも、奨励金申請の対象となりますか。.....	5
Q 12. 従業員の意向により、産前休業前の勤務事業所と、復職後の勤務事業所が異なる場合、どちらの勤務事業所を勤務地として申請することができますか。.....	5

Q13. 産前休業前は常時雇用者 50 人以上の介護事業所に勤務していた従業員が、復職後は同 30 人未満の事業所で勤務をしている場合、復職後 3 か月経過した際奨励金を申請することができますか。	5
3. 支給要件（継続雇用期間、育児休業期間等）について	6
Q14. 「継続して 3 か月以上勤務」が支給条件となっていますが、この期間に病気で休業した場合は、勤務とみなされますか。	6
Q15. 令和 4 年 10 月から、育児休業の分割取得の枠組みが新設されましたが、本奨励金上の取り扱いはどうなりますか。	6
Q16. 育児休業の分割取得について、①産後休業に続けて育児休業を 3 か月取得し、 復職後 2 か月勤務 、②その後 2 回目の育児休業を 2 か月取得（子が 1 歳になるまでに開始）し、復職後 3 か月以上勤務 した場合は、いつから申請が可能となりますか。	7
Q17. 育児休業の分割取得について、①産後休業に続けて育児休業を 3 か月取得し、 復職後 3 か月勤務 、②その後 2 回目の育児休業を 2 か月取得（子が 1 歳になるまでに開始）し、復職後 3 か月以上勤務 した場合は、いつから申請が可能となりますか。	7
4. 申請手続きについて	7
Q18. 申請書はどこに提出するのですか。また問合せ先はどこですか。	7
1. 申請書提出先	7
2. お問い合わせ先	9
Q19. 1 社あたりの申請に制限はありますか。	9
Q20. 就業規則の写しの提出方法について教えてください。	9
Q21. 申請期限はいつまでですか。	9
5. その他	10
Q22. 奨励金の使途は定められていますか。	10

1. 対象事業者について

Q 1. 奨励金を申請できるのはどんな業種の事業者ですか。

県内に本社又は主たる事業所を有する中小・小規模事業者等であれば、業種は問いません。個人事業主、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人なども含みます。

Q 2. 以前個人事業主として本奨励金を申請したことがありますが、現在は法人格を取得して事業を営んでいます。この場合は新規事業所として申請をしてもよろしいですか。

個人事業主と法人では、人格が異なることから、異なる申請者からの申請となると判断します。ついては、法人格取得後初めての申請であれば、奨励金額は 20 万円となります（労働者数 30 人未満の事業所の場合）。

（参考-奨励金金額）

申請事業所の常時雇用する労働者数に応じて、以下の通り異なります（産前休業の開始が令和 2 年 4 月 1 日以降の場合）。

①労働者 30 人未満の事業所

- ・ はじめて申請する事業所…20 万円／人
- ・ 2 回目以降の申請事業所…10 万円／人

②労働者 30 人以上 50 人未満の事業所…10 万円／人

2. 支給要件（事業所、従業員）について

Q 3. 「従業員数 50 人未満の事業所（県内）」とありますが、本社と営業所が同一敷地内（又は同一建物内）にある場合、1つの事業所として扱われますか。

同一敷地内又は同一建物であっても、入り口が別の完全に区切られた場所で別々に事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所とします。ただし、経営諸帳簿等と一緒に、建物単位で分けることができない場合は、1つの事業所とみなします。

Q 4. 「従業員数 50 人未満」の「従業員」の範囲を教えてください。

常時雇用する労働者のことを言います。

「常時雇用する労働者」とは、2 か月を超えて使用される者（※1）であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等であるもの（※2）をいいます。

※1 「2 か月を超えて使用される者」とは、実態として2 か月を超えて使用されている者のほか、それ以外のものであっても雇用期間の定めのない者及び2 か月を超える雇用期間の定めのある者を含みます。

※2 「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等であるもの」とは、現に当該企業の通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40 時間である場合は、概ね40 時間である者をいいます。（当該企業に雇用されている、職種・勤務内容が同様な「通常の労働者」と比較して、所定労働時間が概ね同じ時間数であるかどうかで、判断します。）

Q 5. 対象となる従業員を教えてください。

従業員数 50 人未満の事業所（県内）において、産後育児休業を3 か月以上取得した後職場復帰し、3 か月以上勤務している従業員です。

パート等就業形態は問いません。

また、申請には期限があります。Q21 をご確認ください。

Q 6. 個人事業主と同居の親族や、会社の役員は、対象となりますか。

個人事業主と同居の親族や、会社の役員は、原則対象外となります。

ただし、雇用保険の被保険者である方については、雇用関係があると認められますので、対象となります。

（参考：雇用保険制度について-厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/index_00003.html

Q 7. 男性従業員が育児休業を取得した場合も対象となりますか。

「出産し、育児休業を取得する」が条件です。女性従業員が対象です。

Q 8. 産休に入る前に勤務実績が1 日でもあれば、要件を満たしますか。

すぐに産前産後休業に入ることが明らかな労働者を雇用する、ということはあまりないと思われま

ただし、早産等のため予期せず休業する場合もあるかと思われますので、個々の事例により判断することになります。（採用時の雇用予定期間が明確であるか、等。）

Q 9. 常時雇用の従業員が育児休業を取得し、復職後、勤務時間の短縮を希望したため、パートタイム従業員と同じ勤務形態になりました。この場合、対象となりますか。

奨励金の支給対象となる従業員について、パート等復職後の就業形態は問いません。

継続雇用の条件を満たしていれば支給対象となります。

Q 10. 常時雇用の従業員が育児休業を3か月取得し、復職後3か月以上勤務していましたが、その後離職しました。この場合、対象となりますか。

本奨励金については、申請日時時点で申請に係る労働者が離職していないことが要件となります。そのため、既に離職している労働者の実績をもって、申請することはできません。

Q 11. 県内の事業所で勤務をしていた従業員について、育児休業の取得後テレワークにより勤務している場合でも、奨励金申請の対象となりますか。

対象労働者の働き方について要件は設けていませんので、復職後テレワーク勤務の方が要件を満たした場合において、その他の支給要件を満たす場合には、支給対象となります。

Q 12. 従業員の意向により、産前休業前の勤務事業所と、復職後の勤務事業所が異なる場合、どちらの勤務事業所を勤務地として申請することができますか。

申請要件を満たす時点（復職後3か月経過時点）で勤務している事業所により判断をしてください（産前休業前の勤務事業所と復職後の勤務事業所について、いずれも支給要件をみることが前提となります）。

なお、産休前に勤務していた事業所と異なる事業所に復職をする点については、出産や育児による離職を減らし継続雇用を促すという本奨励金の趣旨から、要件を満たしていると判断します。

Q 13. 産前休業前は常時雇用者50人以上の介護事業所に勤務していた従業員が、復職後は同30人未満の事業所で勤務をしている場合、復職後3か月経過した際奨励金を申請することができますか。

本奨励金の支給対象事業主については、「中小・小規模事業者等出産後職場復帰奨励金支給要領」上、

(3)支給申請を行う月の初日において常時雇用する労働者数が 50 人未満の事業所を県内に有していること。

(4) 前号の事業所において雇用する労働者が出産後に連続した3か月以上の育児休業（子が1歳に達するまでの育児休業について分割して2回取得した場合（1回目の育児休業が産後に連続する場合に限る。）にあつては、それぞれの取得期間を合算して3か月以上の育児休業）を取得し、かつ、職場復帰した日から起算して3か月以上勤務していること。

を事業主への支給要件としています（第3条第3号及び第4号）。

そのため、お尋ねの件については、産前休業前の勤務事業所が、労働者数 50 人以上であり、下線部の要件を満たしませんので、支給対象外となります。

3. 支給要件（継続雇用期間、育児休業期間等）について

Q14. 「継続して3か月以上勤務」が支給条件となっていますが、この期間に病気で休業した場合は、勤務とみなされますか。

病気で休業した等の場合は、「3か月以上勤務」の期間から除きます。雇用され、勤務した期間が3か月以上で支給対象となります。

Q15. 令和4年10月から、育児休業の分割取得の枠組みが新設されましたが、本奨励金上の取り扱いはどうなりますか。

本奨励金について、子が1歳になるまでの育児休業について、分割して2回取得した場合は、産後連続した3か月の育児休業を取得していない場合でも、通算3か月以上の育児休業の取得をもって、奨励金の支給対象の期間とします。

※分割して取得する一方の育児休業は、これまで同様産後休業に連続して取得するものである必要があります。また、子が1歳に達した日以降に新たに開始した育児休業は、通算の対象になりません。

※一方の育児休業が1か月未満であった際、「通算3か月」の要件を満たすものかどうかは、個別に取得期間を踏まえて判断します。

Q16. 育児休業の分割取得について、①産後休業に続けて育児休業を3か月取得し、**復職後2か月勤務**、②その後2回目の育児休業を2か月取得（子が1歳になるまでに開始）し、復職後3か月以上勤務した場合は、いつから申請が可能となりますか。

①の時点では、「職場復帰した日から起算して3か月以上勤務」の要件を満たしていないため、奨励金の申請はできません。

②に記載のある、2回目の育児休業から職場復帰した日から起算して3か月以上勤務したときに、申請ができます（2回の育児休業期間が通算3か月以上）。

※申請期限は、2回目の育児休業から職場復帰し、3か月以上勤務をした翌日から起算して6か月以内です。

Q17. 育児休業の分割取得について、①産後休業に続けて育児休業を3か月取得し、**復職後3か月勤務**、②その後2回目の育児休業を2か月取得（子が1歳になるまでに開始）し、復職後3か月以上勤務した場合は、いつから申請が可能となりますか。

①の時点で支給要件を満たしているため、①に記載のある、育児休業を3か月取得し、復職後3か月以上勤務をした時点で申請ができます。

※申請期限は、①に記載の1回目の育児休業から職場復帰し、3か月以上勤務をした翌日から起算して6か月以内です。

4. 申請手続きについて

Q18. 申請書はどこに提出するのですか。また問合せ先はどこですか。

下記のとおりです。

1. 申請書提出先

事業所の地域	提出先	郵便番号	住所地
松江市のうち旧松江市内	松江商工会議所	690-0886	松江市母衣町 55-4
松江市のうち鹿島町、島根町、美保関町、八束町	まつえ北商工会	690-0333	松江市鹿島町古浦 607-3
松江市のうち宍道町、玉湯町、八雲町	まつえ南商工会	699-0408	松江市宍道町昭和 1
松江市のうち東出雲町	東出雲町商工会	699-0109	松江市東出雲町錦浜 583-18

浜田市のうち旧浜田市内 (国府地区を除く)	浜田商工会議所	697-0026	浜田市田町 1668
浜田市のうち三隅町、弥 栄町、金城町、旭町、国 府地区	石央商工会	697-0121	浜田市金城町下来原 1409-2
出雲市のうち旧出雲市内	出雲商工会議所	693-0011	出雲市大津町 1131-1
出雲市のうち旧平田市内	平田商工会議所	691-0001	出雲市平田町 1702-10
出雲市のうち斐川町	斐川町商工会	699-0505	出雲市斐川町上庄原 1749-3
出雲市のうち湖陵町、多 伎町、佐田町、大社町	出雲商工会	699-0711	出雲市大社町杵築南 1344
益田市のうち旧益田市内	益田商工会議所	698-0033	益田市元町 12-7
益田市のうち美都町、匹 見町	美濃商工会	698-0203	益田市美都町都茂 1809- 2
大田市のうち旧大田市内	大田商工会議所	694-0064	大田市大田町大田イ 309-2
大田市のうち仁摩町、温 泉津町	銀の道商工会	699-2511	大田市温泉津町小浜イ 308-6
安来市のうち旧安来市内	安来商工会議所	692-0011	安来市安来町 878-8
安来市のうち広瀬町、伯 太町	安来市商工会	692-0404	安来市広瀬町広瀬 753- 40
江津市のうち旧江津市内	江津商工会議所	695-0016	江津市嘉久志町 2306-4
江津市のうち桜江町	桜江町商工会	699-4226	江津市桜江町川戸 11-1
雲南市	雲南市商工会	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋 274-10
奥出雲町	奥出雲町商工会	699-1511	仁多郡奥出雲町三成 324-15
飯南町	飯南町商工会	690-3513	飯石郡飯南町下赤名 877-1
川本町	川本町商工会	696-0001	邑智郡川本町川本 558- 10
美郷町	美郷町商工会	699-4621	邑智郡美郷町粕淵 400-7
邑南町	邑南町商工会	696-0103	邑智郡邑南町矢上 3854- 2
津和野町	津和野町商工会	699-5605	鹿足郡津和野町後田口 187
吉賀町	吉賀町商工会	699-5512	鹿足郡吉賀町広石 562
海士町、知夫村	隠岐國商工会	684-0404	隠岐郡海士町大字福井 1375-1

西ノ島町	西ノ島町商工会	684-0211	隠岐郡西ノ島町大字浦郷 531-4
隠岐の島町	隠岐の島町商工会	685-0013	隠岐郡隠岐の島町中町目 貫の二 54-1

2. お問い合わせ先

(1) 申請書提出先が「〇〇商工会議所」の方・・・松江商工会議所へお問い合わせ下さい。

(電話) 0852-25-2556 (住所) 〒690-0886 松江市母衣町 55-4

(2) 申請書提出先が「〇〇商工会」の方・・・島根県商工会連合会へお問い合わせ下さい。

(本 所) (電話) 0852-21-0651 (住所) 〒690-0886 松江市母衣町 55-4

(石見事務所) (電話) 0855-22-3590 (住所) 〒697-0034 浜田市相生町 1391-8

Q19. 1社あたりの申請に制限はありますか。

1社あたりの申請に制限はなく、対象となる従業員がいれば、その都度申請できます。

Q20. 就業規則の写しの提出方法について教えてください。

1. 1回で複数件同時に申請される場合、就業規則の写しは1つ添付していただければ結構です。別日にわたり申請をする際は、その都度提出してください。
2. 就業規則中の育児休業について定めていることが確認できる部分の写しを提出してください。
3. 写しには会社名がわかるように表示してください。写しの枚数が複数の場合は表紙のみ押印ください。

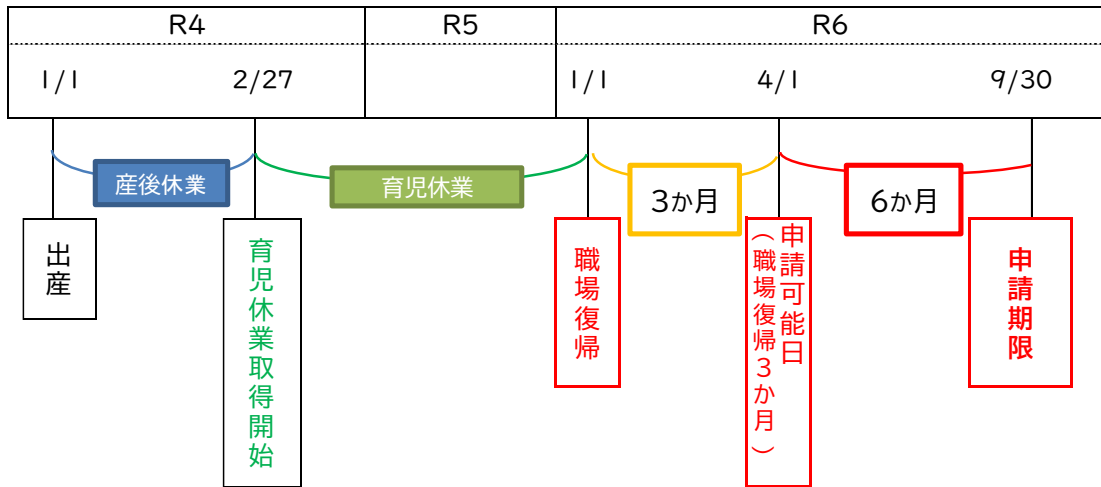
Q21. 申請期限はいつまでですか。

支給要件に合致（対象となる従業員が職場復帰後3か月以上勤務）した日の翌日から起算して6か月以内に申請してください。

例えば、令和6年1月1日に職場復帰した場合の申請期限は下記のとおりです。

(例) 令和6年1月1日に職場復帰した場合の申請期限

※産後休業と育児休業を連続で取得し、かつ子が2歳になるまで育児休業を取得した場合



5. その他

Q 22. 奨励金の使途は定められていますか。

奨励金のため、使途は定まっていません。